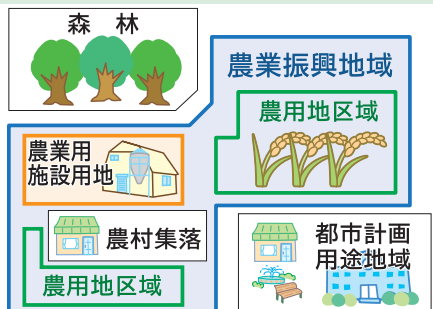




おうしゅう

お知らせ版

◎農業振興地域の例



市内の農用地区域

水沢・江刺・前沢の市街地を除き、ほとんどの農地が農用地区域となっています。農用地区域の土地を農地以外に利用する場合、農業委員会へ農地転用許可の申請をする前に、農用地区域から除外する手続きが必要です。

こんなときはまず相談を！

今後5年間で、次のような計画があるときはご相談ください。

- ・農地への建物建築（住居、店舗、倉庫など） ← 除外が必要
- ・農地を駐車場として利用 ← 除外が必要
- ・農地に宅地や私道を拡張 ← 除外が必要
- ・農用地区域外の農地でのほ場整備事業の実施 ← 編入が必要
- ・多面的機能支払制度などの実施による農地保全 ← 編入が必要

※受付期間内に手続きしない場合、次回の見直し(5年後を予定)まで待つことになります

市は、28年度に「農業振興地域整備計画(農振計画)」の見直しを行います。そのため、4月11日から5月25日の間に限り、農用地区域への編入と除外の申し出を受け付けます。

農業振興・農地利用の計画を、5年に一度見直します

農業振興地域整備計画の変更

農振計画とは

農業の振興を行う地域を明らかにし、土地の有効活用と農業の近代化を計画的に推進する農業振興の総合的計画です。計画の地域内で農用地区域に指定された土地は、ほ場整備事業の導入や税制上の優遇措置などの適用を受けることができますが、農業以外に利用することはできません。

除外のための条件

農用地区域の土地を農業以外に利用する場合、除外の手続きが必要です。除外するためには、次の5つの条件を全て満たす必要があります。条件を満たしても、除外が認められないことがありますので、まずはご相談ください。

- ① 農用地区域以外に代替すべき土地がない
- ② 農業上の効率的で総合的な

利用に支障を及ぼす恐れがない

③ 認定農業者などの農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがない

④ 土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがない

⑤ 土地改良事業などの土地盤整備事業が完了した翌年度から数えて、8年を経過している

手続きは受付期間内に

原則として期間内にしか受け付けませんので、忘れずに手続きしてください。

今回の見直しで農用地区域から除外された場合、農地以外の目的に利用できるのは、早くても29年4月以降です。

相談・申し出の受付期間

4月11日(月)から5月25日(木)まで

■問い合わせ先 本庁農政課
農政係(内線362)、各
総合支所産業振興課